

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当たる翌日が休日には、その翌日)

目

次

◇告

示 休猟区の設定（森林保全課）

銃猟禁止区域の設定（ク）

告 示

鳥取県告示第六百九十八号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正七年法律第三十二号）第九条の規定に基づき、次のとおり休猟区を設定したので、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則（昭和二十五年農林省令第二百八号）第二十六条の規定により告示する。

平成八年十月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	区 域	存続期間	面 積
岩坪休猟区	鳥取市小原地区内の主要地方道郡家鹿野 点とし、同所から同主要地方道を南方に進 み、市道岩坪一号線に至り、同市道を南東 に進み、山道に至り、同山道を南東に進み、 西方に進み、鳥取市と河原町との境界に至り、 鳥取市と河原町との境界に至り、同境界を 西方に進み、鳥取市と鹿野町との境界に至 り、同境界を北方に進み、国有林鳥取事業 区猪呼谷国有林と民有林との境界に至り、 同境界を東方に進み、一般県道河内横原線 に至り、同県道を北東に進み起点に至る線 に囲まれた一円の地域	平成八年十 月一日から平成十一 年十月三十 日まで	一、五三七 ヘクタール
笠山休猟区	国道五十三号と、智頭町と用瀬町の境界 の交点を起点とし、同国道を東方、南方に 進み、県道津山智頭八束線に至り、同県道 を南西に進み、県道大高下口波多線に至り、 同県道を北西に進み、林道深山線に至り、 同林道を北方に進み、用瀬町と智頭町の境 界に至り、同境界を東方に進み起点に至る 線に囲まれた一円の地域	平成八年十 月一日から平成十一 年十月三十 日まで	一、七三〇 ヘクタール
大江西休猟	町道和見合線と県道船岡大江線との交点 を起点とし、同県道を南東、東方に進み、 林道中ノ谷線に至り、同林道を東方に進み、 八河谷越え山道に至り、同山道を南方に進 み、船岡町と智頭町の境界に至り、同境界	平成八年十 月一日から平成十一 年十月三十 日まで	八四〇ヘク タール

高城山休獵区	倉吉市横田地内の県道倉吉赤崎中山線と 県道上大立横田線との交点を起点とし、同 所から県道上大立横田線を南西に進み、県 道下見蘭金線に至り、同県道を西方、北方、 南西及び北方に進み、県道倉吉赤崎中山線 に至り、同県道を北東及び東方に進み起点 に至る線に囲まれた一円の地域	平成八年十一月一日から平成九年十一月三十日まで	二、四三八ヘクタール	を西方に進み、船岡町と用瀬町の境界に至 り、同境界を北東に進み、町道和見谷線に 至り、同町道を北東に進み起点に至る線に 囲まれた一円の地域
大栄休獵区	東伯郡大栄町大字妻波地内の西日本旅客 鉄道株式会社山陰本線と町道妻波青木線と の交点を起点とし、同所から同町道を南方 に進み、県道倉吉東伯線に至り、同県道を 南東に進み、町道比山高千穂線に至り、同 町道を北東に進み、県道上大立大栄線に至 り、同県道を南方に進み、県道法万大栄線 に至り、同県道を南西及び西方に進み、加 勢蛇川右岸に至り、同川右岸を北方に進み、 西日本旅客鉄道株式会社山陰本線に至り、 同線を東方に進み起点に至る線に囲まれた 一円の地域	平成八年十一月一日から平成九年十一月三十日まで	一、八一一ヘクタール	山線の交点に至り、道原道を南東に進み、 同農道と大山第一広域農道の交点に至り、 同農道を北方に進み、同農道と米子市道尾 高岡成赤松線の交点に至り、同市道を東方 に進み、県道赤松淀江線の交点に至り、同 県道を東方に進み、同県道と大山町道滝坂 線の交点に至り、同町道を南東に進み、主 要地方道名和岸本線との交点に至り、同主 要地方道を南方及び西方に進み、国道百八 十一号に至り、同国道を北方に進み起点に 至る一円の地域
米子・岸本 大山休獵区	国道百八十一号と主要地方道淀江岸本線 の交点を起点とし、同主要地方道を北西及 び北東に進み、同主要地方道と県道米子丸 一円の地域	平成八年十一月一日から平成九年十一月三十日まで	一、四八四ヘクタール	山線の交点に至り、道原道を南東に進み、 同農道と大山第一広域農道の交点に至り、 同農道を北方に進み、同農道と米子市道尾 高岡成赤松線の交点に至り、同市道を東方 に進み、県道赤松淀江線の交点に至り、同 県道を東方に進み、同県道と大山町道滝坂 線の交点に至り、同町道を南東に進み、主 要地方道名和岸本線との交点に至り、同主 要地方道を南方及び西方に進み、国道百八 十一号に至り、同国道を北方に進み起点に 至る一円の地域
柿原休獵区	日野郡江府町吉原地内の江府町と溝口町 の境界と、主要地方道岸本江府線との交点 を起点とし、同主要地方道を南東に進み、 大山第二広域農道との交点に至り、同主要 地方道を南西に進み、米子自動車道との交 点に至り、同米子自動車道を北西に進み、 江府町と溝口町の境界との交点に至り、同 境界を北東に進み起点に至る線に囲まれた 一円の地域	平成八年十一月一日から平成九年十一月三十日まで	八八五ヘクタール	山線の交点に至り、道原道を南東に進み、 同農道と大山第一広域農道の交点に至り、 同農道を北方に進み、同農道と米子市道尾 高岡成赤松線の交点に至り、同市道を東方 に進み、県道赤松淀江線の交点に至り、同 県道を東方に進み、同県道と大山町道滝坂 線の交点に至り、同町道を南東に進み、主 要地方道名和岸本線との交点に至り、同主 要地方道を南方及び西方に進み、国道百八 十一号に至り、同国道を北方に進み起点に 至る一円の地域
鳥取県告示第六百九十九号	鳥獸保護及狩獵二関スル法律（大正七年法律第三十二号）第十条の規定に基づき、次 のとおり銃獵禁止区域を設定したので、鳥獸保護及狩獵二関スル法律施行規則（昭和二 十五年農林省令第百八号）第二十七条において準用する同規則第二十六条の規定により 告示する。			年十月三十日まで

平成八年十月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	区 域	存 繼 期 間	面 積
本庄銃獵禁 止区域	岩美郡岩美町大字岩本地内の国道百七十 八号の岩本橋東詰を起点とし、同所から町 道岩本七号線を南東に進み、町道岩本本庄 線に至り、同町道を南東に進み、蒲生川右 岸の堤防に至り、同堤防を南東に進み、国 道九号に至り、同国道を西方に進み、町道 本庄岩本線に至り、同町道を北西、北東、 北西に進み、国道百七十八号に至り、同国 道を北東に進み起点に至る線に囲まれた一 円の地域	平成八年十一月一日から平成十八年十二月三十 一日まで	二五ヘクタール
被塙銃獵禁 止区域	東伯郡大栄町大字妻波地内の町道妻波青 木線と県道羽合東伯線との交点を起点とし、 同所から同県道を東方に進み、県道上大立 大栄線に至り、同県道を南方に進み、町道 比山高千穂線に至り、同町道を南西に進み、 県道倉吉東伯線に至り、同県道を西方に進 み町道妻波青木線に至り、同町道を北東及 び北方に進み起点に至る線に囲まれた一円 の地域	平成八年十一月一日から平成十八年十二月三十 一日まで	二四五ヘクタール

日野川銃獵
禁止区域

日野川河川敷のうち国道九号線米子道路
から一キロメートル上流の同川左岸に位置
する大川樋門東側の木製標柱と対岸（右岸）
の堤防上の木製標柱（十日市側の農道（通
称下道）の終点から西側）を結ぶ線から河
口に至るまでの日野川河川区域及び法勝寺
川堰から下流の法勝川の両岸堤防裏側法肩
の間の河川区域

平成八年十一月一日から平成十八年十二月三十
一日まで

二〇〇ヘクタール